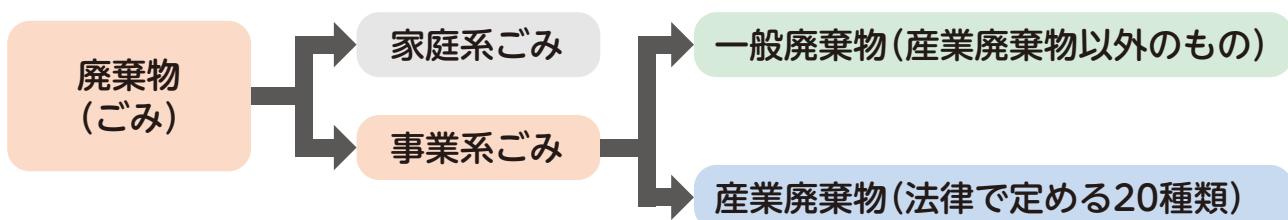


廃棄物(ごみ)の区分

廃棄物(ごみ)は、家庭から生じた「家庭系ごみ」と、営利・非営利の目的を問わず家庭以外の会社・工場・商店・飲食店・学校・病院・診療所など事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」の2つに分けられます。

「事業系ごみ」には、事業を営むときに出るごみだけではなく、従業員や社員が消費して出したごみ(飲食物・弁当容器など)も含まれます。

さらに、「事業系ごみ」は、法律により「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。



※爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

(例:火薬、廃PCB、引火性廃油類、腐食性のある廃酸・廃アルカリ、燃え殻、廃水銀等)

一般廃棄物の種類

主なもの

●事務所から出る紙ごみ、オフィス用紙、新聞紙など

※建設業、紙・紙加工品製造業、印刷・出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。

●飲食店、事務所から出る生ごみ(食べ残し・売れ残り・調理くず)など

※食料品製造業などの業種から発生する動植物性残さ(おから・醸造かすなど)は産業廃棄物です。

●剪定木、刈り草

※枝木の長さが2m以内、1本の太さが15cm以内の場合、クリーンポート・きぬに搬入できます。

搬入する場合は人が車から積み下ろしできる程度にひもで束ねてください。

※枝木の長さが2m以上、1本の太さが15cm以上の場合、クリーンポート・きぬでは処理できません。

下妻地方広域事務組合の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者などに相談してください。

※建設業、木材・木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。

●作業服、布、かばん、ブーツなど

※建設業、繊維工業などの業種から発生する繊維くずは産業廃棄物です。

●従業員の飲食に伴うもの(びん、かん、ペットボトル、弁当・カップ麺の容器など)

